

臨床医学委員会分科会の設置について

分科会等名：放射線・臨床検査・病理分科会

1	所属委員会名	臨床医学委員会
2	委員の構成	25名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	放射線診断、臨床検査、病理診断は臨床医療の基盤を構成する。情報科学、医用工学、分析技術、遺伝子解析等の進歩とともに発展し、多くの臨床医学分野を支えている。また、放射線を用いた治療は、がん集学的治療に欠かせない手法になっている。本分科会では放射線診断・治療、臨床検査、病理診断のさらなる発展を目指し、産官学が協力して研究開発を推進する体制について検討を行う。学術的成果を国民の健康増進に活用するには、診断・検査の質保証、医療情報の活用と集約管理のための組織的・全国的な対応が求められる。本分科会では医療提供において共通した性質をもつ3分野が横断的に検討することで、学術的発展とその社会貢献の促進を図る。
4	審議事項	放射線診断・治療、臨床検査、病理診断の研究開発および医療提供に関すること。 特に医療放射線被ばく、検査データの標準化、形態・分子病理診断の統合化に関すること。
5	設置期間	令和2年10月29日～令和5年9月30日
6	備考	※事実上継続 (24期までの放射線・臨床検査分科会を放射線・臨床検査・病理分科会に名称変更)